

○総務省告示第二百七十三号

地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）第十二条の四の二第二項第二号の規定に基づき、同号の総務大臣が定める電子証明書を次のように定める。

令和二年九月十八日

総務大臣　武田　良太

地方自治法施行規則第十二条の四の二第二項第二号の総務大臣が定める電子証明書は、地方公共団体情報システム機構が地方公共団体組織認証基盤において作成する職責証明書とする。